



長野県報

3月30日(金)
平成24年
(2012年)
号外

目次

規則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 1



職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月30日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第5号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3のエ中 「**獣医師**」を「**薬剤師
獣医師**」に改

め、同エの備考を同備考の1とし、同1の次に次のように加える。

2 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)

附則第3条の規定に該当する者で薬剤師となつたものに対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学6卒」とする。

別表第3のオの備考の3中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改める。

別表第4中 「**学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了**」を

「**(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了**
(2) 司法試験法による司法試験予備試験の合格」に改め、同表の

大学卒の4 大学6卒の項の(1)中「獣医学」を「薬学若しくは獣医学」に改め、同表の短大卒の2 短大2卒の項の(19)中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改める。

別表第7のエ中 「**獣医師**
**薬剤師
管理栄養士**」を「**薬剤師
獣医師
管理栄養士**」に改め、

同エの備考を同備考の1とし、同1の次に次のように加える。

2 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)

附則第3条の規定に該当する者で薬剤師となつたものに対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学6卒」とする。

別表第7のオの備考の3中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

人事委員会事務局